平成２１年（フ）第２１２２号
北海道江別市いずみ野18番地の８
債務者　寺沢　広江
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１２７号
札幌市南区簾舞２条１丁目４番30―103号
債務者　小林　　薫
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５４号
札幌市東区北40条東６丁目４番13号　ヴィラフォーサイト201号
債務者　久司　　昇
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６１号
群馬県高崎市菅谷町572番地
債務者　福田　明美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２８６号
埼玉県入間市小谷田１丁目６番２号
債務者　丸山　幸雄
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３５４号
埼玉県所沢市小手指町１丁目11番地の12　エスポワール５―201
債務者　甲斐小夜子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３５９号
埼玉県川越市大字今福2820番地138
債務者　荒牧芳香こと　白　　芳香
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３６６号
埼玉県飯能市仲町22番４号
債務者　秋山　邦夫
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３７８号
埼玉県飯能市大字岩沢376番地１　ファミール樋ノ口Ｃ―101
債務者　宮寺奈津美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２８９号
埼玉県熊谷市柿沼451番地１　柿沼ハイツ105号室
債務者　石坂　国雄
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１０９号
千葉県山武郡横芝光町芝崎南116番地16
債務者　阿部　ヨシ
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第３１７号
新潟県新潟市秋葉区新栄町16番５―24号
債務者　酒井　繁夫
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５０号
新潟市北区新崎２丁目８番29号８
債務者　渡邉　寿夫
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６２号
新潟市中央区関南町１番４号　ダイアパレス信濃川103号
債務者　猪倉　正子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６４号
新潟市中央区天神２丁目137番地11　コーポ白藤６号
債務者　伊藤　敏明
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１９号
岐阜県多治見市小泉町２丁目170番地の１グランデール402
債務者　小栗　誠司
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第６０号
三重県松阪市櫛田町42番地７
債務者　大家　憲二
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第３７８８号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目３番地Ｄ27―203
債務者　川本　達夫
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部